

令和4年

春の全国交通安全運動

実施要綱

実施
期間

4月6日(水)▶4月15日(金)

スローガン 手を上げる 子どもはあなたを 信じてる



交通安全図画最優秀作品(令和3年度知事賞)
五島市立緑丘小学校4年(当時)

とむら はつね
戸村 初音 さんの作品

重点

- 子供を始めとする歩行者の安全確保
- 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

運動の 目的

本運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点1 子供を始めとする歩行者の安全確保



新入学児童が新たに交通社会の一員に加わり、子供の交通事故の危険性が高まります。

また、依然として、高齢歩行者が道路を横断中に車両と衝突して亡くなる交通事故も多く発生しています。

道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用し、横断する前には手を挙げて、運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝え、車両が止まってから横断するなど、自らを守る行動を実践しましょう。

そのほか、子供を始めとする全ての歩行者を交通事故から守るため、次の事項を推進します。

子供

- 登下校時を始め道路(付近)を通るときは、「道路に飛び出さない」、「横断歩道を渡る」、「道路で遊ばない」などの交通ルールを守りましょう。



高齢歩行者

- 道路を横断するときは、左右の安全確認をしてから横断を開始しましょう。また、横断途中も左右の安全確認をし、特に左から走ってくる車両の確認をしっかりしましょう。

運転者

- 運転中は常に歩行者の存在を確認し、歩行者の近くを通行するときや交差点等の歩行者の存在が予測できる場所では、あらかじめ安全な速度に減速するなど安全運転を心掛けましょう。
- 「生活道路は人が優先」という意識を持ち、近道又は渋滞を避けるために安易に生活道路を通行せず、幹線道路を通行するよう努めましょう。
- 夕暮れ時は早めのライト点灯を行い、夜間はライトの上向き下向きのこまめな切り替えを徹底して、歩行者等を早期に発見しましょう。

家庭、学校、地域、職場、関係機関等

- 子供や高齢者が多く通行する地域では、交差点などでの歩行者の保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保しましょう。
- 夜間・早朝・夕暮れ時などに外出する際には、車に注意するように声を掛けたり、明るく目立つ服装や反射材用品を身に着けるよう促しましょう。
- 職場の朝礼、出発時の声掛け、各種会合などの機会を通じて、事業所全体で思いやりを持った運転に心掛けるよう指導しましょう。

◆ ワンポイント・・・横断が禁止される場合・場所 ◆



● 斜め横断



● 車両の直前直後横断



● 歩行者横断禁止場所横断



わたるな

重点2

歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者が優先ですが、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいても一時停止しない車両が見られます。

また、飲酒運転などの危険な行為による交通事故も発生しています。

歩行者の保護を始め、運転中に危険な行為を行わないなど、安全運転意識の向上を図るため、次の事項を推進します。

運転者

- 身体機能の変化を自覚して、ゆとりある運転に努め、体調や天候、道路状況等に応じた安全な運転を行い、不安があるときは運転を控えましょう。
- シートベルト・チャイルドシートの全席着用を確認してから発進しましょう。
- 横断歩道手前の路面に標示された「ひし型」マークは、先の方に横断歩道があることを知らせる予告標示です。この標示がある場所では、横断歩道の手前で停止できるような速度で進行した上で、歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず歩行者に道を譲りましょう。
- 車両を運転するときは、安易にスマートフォンを操作するなどの危険な「ながら運転」や、イライラして他人を威嚇するような、妨害運転（「あおり運転」）などの危険な運転は絶対にやめましょう。



- 飲酒運転は犯罪であり、刑事罰・行政罰を受けるだけでなく、交通事故を起こしたときには、民事上も厳しい責任を負うこととなることを自覚して、「飲酒運転は絶対にしない」という強い意志を持ちましょう。
- お酒を飲む予定があるときは、あらかじめ自動車を運転して行くことのないよう徹底しましょう。
- お酒を飲んで一定時間が経過しても、体にアルコールが残っていれば酒気帯び状態となるので、お酒を飲むときは、翌日の運転予定を考えて、飲酒するようにしましょう。

高齢運転者

- 運転を続ける必要がある高齢者は、安全運転サポート車の購入や後付けの踏み間違い防止装置の取り付けなどを検討しましょう。
- 運転に不安を感じたら、運転免許窓口に相談するなどして、運転免許証の自主返納も検討しましょう。



家庭・職場・関係機関等

- 車両の運転者に対しては、横断歩道手前では減速し、また、横断歩道に歩行者がいるときは必ず停止するように指導教育しましょう。
- 日頃から、飲酒運転や妨害運転（「あおり運転」）などの悪質・危険性などを話題にして、飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 運転開始前・終了後にはアルコールチェッカーによる確認を行うなど、職場全体で飲酒運転をさせない環境を整備し、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
- 各種メディアを活用して、「ハンドルキーパー運動の推進」、運転者への「酒類提供・車両提供の禁止」や「飲酒運転車両への同乗禁止」を呼び掛けましょう。



重点3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車は、身近で便利な乗り物ですが、一方で交通ルールの理解不足による交通違反を原因とする事故も発生しています。自転車運転中の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進して、交通事故を防止するため、次の項目を推進します。

自転車利用者

- 「自転車安全利用五則」を遵守し、マナー向上を図りましょう。
- 自転車利用者は、自らを守るため、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車運転中は、携帯電話等を使用すること、イヤホン等で大音量で音楽を聴くこと、傘をさすことは禁止されているので絶対にやめましょう。
- 自転車運転中の加害事故に備え、損害賠償保険に加入しましょう。



【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

家庭・学校・地域・職場

- 全ての年齢層の自転車利用者へ、ヘルメット着用と交通ルールの遵守を呼び掛けましょう。
- 自転車利用者に対して、「ながら運転」の禁止や歩行者保護などの交通ルールの遵守と安全運転の声掛けを実践しましょう。

関係機関・団体

- 配達業務中の交通事故防止のため、関係事業者や自転車配達員へ安全対策を働きかけましょう。
- 自転車の損害賠償保険加入を促進するための広報啓発を行いましょう。

県内統一行事

4月6日(水)	街頭指導活動	強化の日	登下校指導、子供・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
4月11日(月)	広報活動		
4月8日(金)	歩行者保護活動強化の日	横断歩道における歩行者保護活動を推進し、運転者の歩行者優先意識の向上を呼び掛けます。	
4月8日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。	
4月10日(日)	交通事故死ゼロを目指す日	県民ひとりひとりが交通事故を起こさないよう、遭わないよう呼び掛けます。	

令和4年 長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー